

(参考様式1)

## 学 則

(ア)事業者の名称及び所在地と研修の実施場所

- ① 事業者の名称：株式会社みんなの健康
- ② 所在地：東京都港区南青山2丁目2番15号
- ③ 研修の実施場所：三重県松阪市久保町1925

(イ)事業の目的

本研修は「介護職として必要な「利用者の状態に応じた的確な介護や、多職種との連携など人間の尊厳や自立支援に基づいた質の高い介護実践ができる介護者の人材育成」を目的とする。

(ウ)研修事業の名称及び実施課程及び形式

- ① 研修事業の名称：いおうじの介護職員初任者研修
- ② 実施過程及び形式：通信形式

(エ)年度事業計画（募集定員及び研修日程）

令和5年度の研修事業は、次の計画の通りに実施する。

- 第1回：令和5年4月～令和5年4月
  - 定員：10名
- 第2回：令和5年10月～令和5年10月
  - 定員：10名

(オ)受講対象者

- ① 医療法人医王寺会の運営する事業所に従事する者
- ② 一般公募にて受講を希望する者

(カ)研修参加費用（内訳、受講料、テキスト代）

受講料	75,000円（税抜き）
教材費	5,000円（税抜き）
合計	80,000円（税抜き）

(キ)使用教材

- 介護職員初任者研修テキスト第1巻（中央法規出版）
- 介護職員初任者研修テキスト第2巻（中央法規出版）

(ク)研修カリキュラム

別表1に示す

(ケ)講義・演習室として使用する会場の名称、所在地

いおうじ応急クリニック 研修室  
三重県松阪市久保町1925

(コ)科目ごとの担当講師名一覧

別表1に示す

(サ)実習施設一覧（※実習を行う場合のみ）

笑顔の街訪問介護ステーション（訪問介護実習）

(シ)募集手続き及び本人確認の方法

受講申込については下記のとおりとする。

- ① 「いおうじの介護職員初任者研修申込書」に必要事項を記入し、顔写真貼付、返信用封筒に切手貼付し、受講者住所、氏名等記載の上、いおうじの介護職員初任者研修事務局に申し込む。申込書はホームページよりダウンロード可能。
- ② 受講者本人確認を次の書類で行う。戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票の提出。健康保険証、運転免許証、在留カード、パスポートで本人確認となるものの提示。
- ③ 科目免除等の場合、保有資格者証の提示を入講前に行うこと。
- ④ 受講決定者は、入講日前までに受講料を指定口座に振り込む。振り込みの確認ができない場合は受講できない。
- ⑤ 一度提出された書類は返却しない。

(ス)科目の免除

別紙2に定める

(セ)通信形式の実施方法（※通信形式の場合のみ）

① 学習方法

添削課題を提出期限までに提出することとする。ただし、提出された添削課題について、下記（2）に基づき評価した結果が合格に達しない場合は、合格に達するまでに再提出を求める。

② 評価方法

添削課題については、課題の理解度及び記述の的確性・論理性に応じて、その研修回において該当科目を担当する講師が A、B、C、D の評価を行う。評価が C 以上の者を合格とする。

評価基準（100点を満点とする）

（A=90点以上、B=80～89点、C=70～79点、D、70点未満）

③ 個別学習への対応方法

受講生からの質問については Email、web システムにより受付、その研修回において該当科目を担当する講師に伝達する。担当講師が作成した回答は、受講生があらかじめ登録した方法により送付する。

(ソ)研修修了の認定方法

修了の認定は、第9条に定めるカリキュラムを全て履修し、次の修了評価を行なった上、修了認定会議において基準に達したと認められた者に対して行う。

- 成績評価は、三重県介護員養成研修事業実施要綱に規定する『各科目の到達目標、評価、内容』の『修了時の評価ポイント』に沿って、担当講師が科目ごとに行い、その評価をまとめて項目全体の評価を行う。
- 修了評価は、筆記試験により行う。また、介護に必要な基礎的知識の理解度および生活支援技術の習得状況の評価については、併せて実技試験も行う。実技試験は、『9 こころとからだのしくみと生活支援技術』の面接授業内で行う。
- 修了評価基準は、次のとおり、理解度及び実技習得度の高い順に A、B、C、D の4区分で評価した上で、筆記試験及び実技試験の修了評価が C 以上の受講者を、評価基準を満たしたものとして認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い、基準に達するまで再評価を行う。

評価基準（100点を満点とする）

（A=90点以上、B=80～89点、C=70～79点、D、70点未満）

(タ)研修出席者の取扱い

研修開始から15分以上遅刻した場合には欠席とする。やむを得ず欠席する場合には、電話等により必ず届け出ること。

(チ)補講の取扱い

研修を欠席した場合、やむを得ない事情があると認められる者については事前の申し出を原則として個別に補講を受け、当該科目の履修者と認めることができる。但し、補講の上限は全時間数の1割以内であること。補講料は無料とする。補講の実施は、要件該当講師が担当し、実施する。

(ツ)受講の取消

次に該当する者は、受講を取消することができる。

- ① 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- ② 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本文に反した者
- ③ 三重県介護員初任者研修事業実施要綱第8条に規定する研修の履修期間内に修了しなかった者

(テ)修了証明書の交付

(ソ)により修了を認定された者には、当社において三重県介護員初任者研修事業実施要綱第12条に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯）を交付する。

(ト)修了者の管理

修了管理については、次により行う。

(1) 修了者を修了者台帳に記載し永久保存するとともに、三重県が指定した様式に基づき知事に報告する。

(2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。再発行に関しては再発行手数料 2,200 円（税込）と実費送料がかかるものとする。

(ナ)情報開示するホームページアドレス

●●●● (当社サイト内に取得予定)

(ニ)研修事業執行担当部署名

本研修事業は当社、事務部・採用研修担当にて執行する。

(ヌ)その他研修実施に係る留意事項

① 受講生に係る個人情報、当社の個人情報取り扱い方針に基づき研修中はもとより研修終了後も適切に管理する。

② 研修に関して下記の苦情の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情および事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署：医療法人医王寺会介護職員初任者研修 担当窓口 電話  
0598-31-3480

## 別紙 1

## 研修カリキュラム・スケジュール・担当講師

令和5年度 日程		科 目	時間数			担当講師	備考
第1回	第2回		通学	通信	合計		
4月3日(月)	10月2日(月)	1 職務の理解	6時間		6時間	大谷匠	1のうち5時間実習
		(1)多様なサービスの理解 (2)介護職の仕事内容や働く現場の理解	2時間		2時間	大谷匠	9のうち1.0時間実習
4月4日(火)	10月3日(火)	2 介護における尊厳の保持・自立支援 (2)自立に向けた介護		7.5時間	7.5時間	大谷匠	
4月5日(水)	10月4日(水)	2 介護における尊厳の保持・自立支援	1.5時間		1.5時間	大谷匠	3-①介護職の役割、専門性と多職種との連携のうち2時間は実習
		(1)人権と尊厳を支える介護	3.0時間		3.0時間	大谷匠	
		3 介護の基本 (1)介護職の役割、専門性と多職種との連携 (2)介護職の職業倫理	1.5時間		1.5時間	南部好宏	
		4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 (1)介護保険制度	2時間		2時間	大谷匠	
4月6日(木)	10月5日(木)	5 介護におけるコミュニケーション技術 (2)介護におけるチームのコミュニケーション		3時間	3時間	志賀大	
		(3)介護における安全の確保とリスクマネジメント (4)介護職の安全		3時間	3時間	大谷匠	

		<p>9 ころとからだのしくみと生活支援技術</p> <p>(2)介護に関するころのしくみの基礎的理解</p>					
4月7日(金)	10月6日(金)	<p>4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携</p> <p>(1)介護保険制度</p> <p>(3)障がい福祉制度およびその他制度</p>	4.5時間	4.5時間	南部好宏		
		<p>4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携</p> <p>(2)医療との連携とリハビリテーション</p>	3.0時間	3.0時間	大谷匠		
4月10日(月)	10月9日(月)	<p>5 介護におけるコミュニケーション技術</p> <p>(1)介護におけるコミュニケーション</p>	3時間	3時間	大谷匠	5-①介護におけるコミュニケーション技術のうち2時間は実習	
		<p>6 老化の理解</p> <p>(1)老化に伴うころとからだの変化と日常</p>	3時間	3時間	大谷匠		
		<p>9 ころとからだのしくみと生活支援技術</p> <p>(3)介護に関するからだのしくみの基礎的理解</p>	2時間	2時間	大谷匠		
4月11日(火)	10月10日(火)	<p>6 老化の理解</p> <p>(2)高齢者と健康</p>	3時間	3時間	大谷匠		
		<p>7 認知症の理解</p> <p>(1)認知症を取り巻く状況</p> <p>(2)医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理</p>	3時間	3時間	大谷匠		
		<p>8 障がいの理解</p> <p>(1)障がいの基礎的理解</p>	0.5時間	0.5時間	小嶋玲子		

		<b>8 障がいの理解</b> (2)障がいの医学的側面、生活障がい、心理・行動の特徴、 かかわり支援等の基礎的知識		1.0時間	1.0時間	大谷匠	
4月12日(水)	10月11日(水)	<b>7 認知症の理解</b> (3)認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 (4)家族への支援 <b>8 障害の理解</b> (3)家族の心理、かかわり支援の理解 <b>9 こころとからだのしくみと生活支援技術</b> (3)介護に関するからだのしくみの基礎的理解	3時間  1.5時間  3時間		3時間  1.5時間  3時間	大谷匠  小嶋玲子  大谷匠	7—③認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 ④家族への支援のうち2時間は実習 8—③家族の心理、かかわり支援の理解のうち1.5時間は実習
4月13日(木)	10月12日(木)	<b>9 こころとからだのしくみと生活支援技術</b> (4)生活と家事 (5)快適な居住環境整備と介護	8時間		8時間	大谷匠	④生活と家事、⑤快適な居住環境整備と介護にて4時間実習
4月14日(金)	10月13日(金)	<b>9 こころとからだのしくみと生活支援技術</b> (6)整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 (7)移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	8時間		8時間	大谷匠	⑦移動・移乗に関連したこころとからだのし

							くみ と自 立に 向け た介 護 4 時間 実習
4月17日(月)	10月16日(月)	9 ころとからだのしく みと生活支援技術 (8)食事に関連したころ とからだのしくみと自立に 向けた介護	8時間		8時間	大谷匠	⑧食事に 関連したこ ろとからだ のしくみと 自立に向け た介護にて 4時間実習
4月18日(火)	10月17日(火)	9 ころとからだのしく みと生活支援技術 (9)入浴、清潔保持に 関連したころとからだの しくみと自立に向けた 介護	8時間		8時間	大谷匠	⑨入浴、清 潔保持に 関連したこ ろとからだ のしくみと 自立に向け た介護にて 4時間実習
4月19日(水)	10月18日(水)	9 ころとからだのしく みと生活支援技術 (10)排泄に関連したこ ろとからだのしくみと 自立に向けた介護	8時間		8時間	大谷匠	⑩排泄に 関連したこ ろとからだ のしくみと 自立に向け た介護にて 4時間実習
4月20日(木)	10月19日(木)	9 ころとからだのしく みと生活支援技術 (11)睡眠に関連したこ ろとからだのしくみと 自立に向けた介護	8時間		8時間	大谷匠	⑪睡眠に 関連したこ ろとからだ のしくみと 自立に向け



							た介護にて 4時間実習
4月21日(金)	10月20日(金)	9 ころとからだのしく みと生活支援技術 (12)死にゆく人に関連した ころとからだのしくみ と終末期介護 (13)介護過程の基礎的理解	8時間		8時間	大谷匠	⑫死にゆく 人に関連 したこ ろとから だのしく みと終末 期介護に て4時間 実習
4月24日(月)	10月23日(月)	(13)介護過程の基礎的理解 (14)総合生活支援技術演習	8時間		8時間	大谷匠	
4月25日(火)	10月24日(火)	10 振り返り	4時間		4時間	大谷匠	うち3時間 実習
		合 計 時 間	99.5時 間	30.5 時間	130時間		

## 別紙 2

### 科目の免除

1. 特別養護老人ホーム等の介護職員等として1年以上の介護等の実務経験を有する者が研修を受講する場合は、「(1)職務の理解」の科目を免除することができる。
  - (ア)なお、免除要件の確認は、受講者から「実務経験証明書」(参考様式4)の原本若しくは原本照合したものの写しの提出を受けて行うこととする。
  - (イ)1年以上介護等の実務経験を有する者とは、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第29号)別添2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」に定める業務従事期間が365日以上であり、かつ、180日以上介護等の業務に従事した者をいう。
2. 次の研修課程を修了している者が受講する場合は、当該研修の科目が介護員養成研修の各課程において履修すべき科目と一部重複するものと認められるため、表に定める時間数に基づき各科目の受講時間数の全部または一部を免除することが出来る。なお、免除要件の確認は、受講者から当該研修の修了証明書の写し等を提出させて行うこととする。
  - (1)生活援助従事者研修課程(※介護職員初任者研修課程を受講する場合)
  - (2)入門的研修(「介護に関する入門的研修の実施について」(平成30年3月30日社援基発第0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)に規定するものをいう。)(※基礎講座及び入門講座を修了している者に限る)
  - (3)認知症介護基礎研修(「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)に規定するものをいう。)
  - (4)訪問介護に関する三級課程(「介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省省令第25号)」による改正前の介護保険施行規則第22条の23に規定するものをいう。)

科 目	(本来必要な時間数)	生活援助従事者研修修了者	入門的研修修了者	認知症介護基礎研修修了者	訪問介護に関する三級課程修了者
1 職務の理解	6時間	4時間	6時間	6時間	3時間
2 介護における尊厳の保持・自立支援	9時間	3時間	9時間	9時間	6時間
3 介護の基本	6時間	2時間	0時間	6時間	6時間

4	介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9時間	6時間	9時間	9時間	9時間
5	介護におけるコミュニケーション技術	6時間	0時間	6時間	6時間	6時間
6	老化の理解	6時間	0時間	0時間	6時間	6時間
7	認知症の理解	6時間	3時間	0時間	0時間	6時間
8	障害の理解	3時間	0時間	0時間	3時間	3時間
9	こころとからだのしくみと生活支援技術	計 75 時間	計 51 時間	計 75 時間	計 75 時間	計 68 時間
	【Ⅰ 基本知識の学習】	10～13 時間	2.5～5.5 時間	10～13 時間	10～13 時間	10～13 時間
	【Ⅱ 生活支援技術の学習】	50～55 時間	35.5～40.5 時間	50～55 時間	50～55 時間	46～51 時間
	【Ⅲ 生活支援技術演習】	10～12 時間	8～10 時間	10～12 時間	10～12 時間	7～9 時間
10	振り返り	4時間	2時間	4時間	4時間	4時間
	合 計 時 間	130時間	71時間	109時間	124時間	117時間